新しい米の販売方法

＝米の事前売渡申込制＝

（農産課）

いままでは「供出割当」として国から県、県から市町村、市町村から農家へと割当制により米を政府に売渡して来ましたが今年度産米から「予約買付制」とし「事前売渡申込制」という方法で政府に米を売渡すことになりました。

「事前売渡申込制」になつたのですが政府は食糧管理法を改正しないので生産者が米を売るのは政府以外には売る事が出来ないのです。それに農家の事前売渡申込数量」も従来の「供出割当」当時と同様に政府から農家の個人別の売渡可能数量が示されてきていますから生産者は再生産必要数量を「保有量」として確保し残餘のものはこの「事前売渡申込制」により農業協同組合へ申込んで政府と契約することゝなります。

それで市では「富士市米穀売渡推進協議会」を設置して農業委員会で従来の資料を参考として政府からの要請数量に基き個人別売渡可能数量を決定し推進協議会、部農会長、農業委員、市議会農産常任委員並農業協同組合の合同協議会を開催して部農会長を通じ米穀事前売渡申込を皆さんにお願いしたのであります。

ところが生産農家の皆さんの絶大なる御協力によりまして政府から要請された数量より以上の売渡申込を受けましたので八月十七日推進協議会を開催して別記部落別一覧表の通り売渡し数量を決定し直ちに農業協同組合は政府に売渡契約手続きを致しました。

農家の事前売渡申込数量は収穫期迄で災害其の他理由により減収となり再生産確保に必要な保有量が少なくなつた場合は補正することが出来ます。

最後に本年の米の「事前売渡申込制」により政府に米を売渡した場合は農業所得税に於いて次の通り控除があります。

九月三十日までの出荷分、石当り二、四〇〇円、十月十五日までの出荷分石当り一、八〇〇円、十月三十一日までの出荷分石当り一、五〇〇円、十一月一日以降二月末日までの出荷分石当り一、二〇〇円です。

尚無利息の前渡金が石当り二、〇〇〇円でありまして皆さんの貯金口座に振り込まれます。以上のような利点があります。

では富士市米穀売渡推進協議会の規程、委員名簿その他参考表を掲載して尚一層の御協力により、秋の出荷が無事に完遂出来ますよう御願いします。

（一）富士市米穀売渡推進協議会規程

（協議会の設置及び目的）
第一条 昭和三十年産米の事前売渡申込制度の円滑、且つ能率的な運営を図るため富士市米穀売渡推進協議会（以下「協議会」という）を設置する。

（事務所）
第二条 この協議会の事務所を富士市役所農産課内に置く。

（業務）
第三条 この協議会は第一条の目的を達成するため、市集荷団体が行う指定集荷業者別集荷予定数量の決定、その要請売渡の申込及び集荷の確保、その他、集荷に関する業務につき協力するとともに、その推進を図るものとする。

（組織）
第四条 協議会は市長、助役、市議会、農業委員会、部農会、集荷団体代表者等の中から会長が委囑したものを持つて組織する。

（役員）
第五条 協議会に左の役員を置く。
会長 一名
副会長 一名

（役員の選任方法）
第六条 会長、副会長は委員の互選による。

（所掌事務）
第七条 会長は会務を総理する。
副会長は会長を補佐し会長事故あるときは、会長があらかじめ指名した順位による副会長がその職務を代理する。

（役員の任期）
第八条 役員の任期は就任の日から昭和三十年産米の売渡しが完了するまでとする。
但し役員に欠員を生じたときの任期は前任者の残任期間とする。

（幹事長、幹事及び書記）
第九条 協議会に幹事長一名、幹事若干名を置く。
幹事長、幹事は会長が任免する。
2 幹事長は会長の命を受け幹事会を招集し議事を運営する。
3 書記は協議会の幹事をあて、この事務に従事する。

（会議）
第十条 会議を分けて委員会及び幹事会とする。
2 委員会は会長がこれを招集し会長が会議の議長となる。会長事故あるときはあらかじめ指名した者が会議の議長となる。
3 幹事会はこの協議会の事業計画並びに執行、その他必要事項の処理に当る。

（その他の事項）
第十一条 この規程に定めるものゝ外協議会の運営に関し必要な事項は別に会長が定める。

附則 この規程は昭和三十年八月一日から施行する。

（二）事前売渡申込部落別一覧表

1. 集荷業者別部落別

集荷業者	部落名	要請数量	申込数量	比率
富士農業協同組合扱（人員四五六）	本市場	148石79	147石80	99.3%
	国久	109.21	109.70	100.4
	河原宿	556.46	554.70	99.7
	南本田	121.73	124.00	101.9
	藤間	335.33	331.30	98.8
	高島	387.57	387.30	99.9
	五味島	342.73	341.40	99.6
	堀下	163.61	166.50	101.8
	松本	326.00	325.40	99.8
	長通	62.35	62.20	99.8
	中島	305.99	304.20	99.4
	柚木	189.85	190.00	100.1
	平垣	60.94	61.30	100.6
	中町上横割	11.56	13.10	113.3
	十兵衛	61.99	62.60	101.0
	下横割	122.89	119.20	97.0
	水戸島上	55.47	53.50	96.4
	〃 中	23.65	21.10	89.2
	〃 下1	118.68	114.30	96.3
	〃 下2	36.91	35.20	95.4
	〃 西	84.17	81.10	96.4
	森島	210.81	212.20	100.7
	宮下	136.51	135.80	99.5
	合計	3.973.20	3.953.90	99.5
田子浦農業協同組合扱（人員四一〇）	柳島	57.57	55.70	96.8
	川成島	150.96	156.80	103.9
	東宮島	277.53	276.30	99.6
	西宮島	255.97	242.90	94.9
	上五	47.04	45.80	97.0
	下五	73.02	81.00	110.9
	三四軒屋	224.70	228.40	101.6
	新田助六	315.88	314.50	99.6
	新浜	192.02	170.10	88.6
	五軒屋	110.73	122.80	111.0
	小須	218.93	226.50	103.5
	田子	100.58	105.10	104.5
	鮫島	59.82	63.60	106.3
	前新	176.58	171.80	97.3
	前田	275.52	292.00	105.0
	靖国	3.02	3.00	99.3
	合計	2.539.87	2.556.30	101.0
岩松農業協同組合扱（人員三五五）	四ツ家	200.72	200.90	100.1
	浦町	233.20	236.80	101.5
	林町	22.45	22.40	99.8
	新町	80.56	87.00	107.0
	橋下	66.09	70.10	106.1
	四丁河原	161.77	160.40	99.2
	水神	37.70	38.00	100.8
	上町	51.57	57.20	110.9
	上中	28.21	28.60	101.4
	下中	36.95	32.80	88.8
	瀬戸河原	43.50	48.20	110.8
	東田	23.62	28.80	121.9
	旭町	25.27	27.00	106.8
	滝戸	99.34	109.50	108.2
	合計	1,110.95	1,147.70	103.3
	總計	7.624.02	7.657.9	100.44

（三）富士市米穀売渡推進協議会構成

役職	氏名	所属
会長	遠藤脩治	富士市長
副会長	遠藤栄	富士市助役
委員	時田恒彌	市議会農産委員
〃	影山辰男	〃
〃	井出徳太郎	〃
〃	三浦三郎	市議、農委会長代理
〃	望月源作	農業委員
〃	市川啓作	〃
〃	鈴木源五郎	〃
〃	望月喜作	〃
〃	西村虎三	〃
〃	笠井芳男	富士農協組合長、農委
〃	常盤鉄三	岩松農協組合長、農委
〃	大村瑛一郎	田子浦農協組合長、農委
〃	服部与作	富士地区部農会代表
〃	金指一蔵	〃
〃	影山健二郎	岩松地区部農会代表
〃	山田六郎	田子浦地区部農会代表
〃	山田三郎	〃
〃	鈴木富蔵	岩松地区部農会代表
幹事長	高沢武	農産課長
幹事	後藤竜雄	農産課長補佐
〃	福島照己	農産課
〃	和田光雄	〃
〃	岩辺藤作	田子浦農協常務
〃	漆畑文男	田子浦農協食糧係長
〃	佐野正三	富士農協食糧係長
〃	鈴木文男	岩松農協専務
〃	渡辺岩男	岩松農協食糧係長
〃	鈴木幸一	食糧事務所富士出張所長

税務雑感

税務課

暑さにうだる今日この頃、税の話など暑苦しい。ましてや、数字など並べられては真平御免といわれそうなので雑感二つ三つ書き並べることゝする。

滞納したくはない。課せられた義務はなんとか果したいのが社会人としての常識であろう。だから故意に滞納する人は少いが、皆無とはいえない。理由にもいろいろある。

税そのものに納得できない場合もある。納得できない税は納得できるまで説明もする。不当違法の課税ならば、手続きの方法もあるが、まずそのような例は少い。不当だ、過重だと思い込んでなかなか諒解してもらえない場合もある。

また感情の上や市への要望（要求）と、ひとからげにして思うようにならないからと滞納で報復する。これなどどう考えても筋が通らない。

要望も要求も結構でしょう。だが、それには自ら限度もあり、時期もある。できることなら勿論やる。また感情の上のことなら流していたゞきたいと思う。

県や国に対してこのような話は、あまりきかない。ちよつと相手が大きすぎて歯がたたない。してみると市当局は市民の最も身近い存在で個人的な利害関係も密接で、しかも我儘勝手も言い易い。またそれくらい気軽に近親感のもてる市役所でなければなるまい。

だが最後にはわかつてもらえないものだろうかと情けなくなることもある。

税はあくまで税であり、感情は感情、要求は要求であると思うのは税を主体として考えた偏見だろうか？

民主主義発育不全症だという人もあるがこの診断は誤診であつて慾しい。

税金は到底納期までには納められないし、またそんなあわてなくてもといつた調子でいつもくゝ滞り勝ちの人もある。手数をかけらせ世話をやかせつゝ、滞納の山が高くなる。滞納常習者なぞと面白くないマークがつけられる。

正当な権利が尊重され市民が福利を享受する権利が保有されるからには、当然納税義務が強要される表裏一体の観念は、われわれの常識であるが、まだ義務履行の面がともすると軽視されがちの場合もある。

戦前は祖税完納を継続することは、醇風美俗として賞揚されてきたが、醇風美俗とは、あまりにも陳腐で時代錯誤といわれるかも知れないが少くとも義務履行の面が一層強調され、また認識されるべきではなかろうか。

「正直者が馬鹿を見た」ということを時折聞くことがあるが善良な市民、真面目な納税者に馬鹿をみさせていゝ筈がない。この意味からも徴税は厳正に行い、納税の秩序はあくまで維持しなくてはならない。

ヒューマニズムが影をひそめ道義の頽廃した終戦後の昏迷状況からようやく脱しつゝ今日に至つたのであるが、まだその影響は絶無とはいえない。納税思想が抵下し、税の秩序が乱れて滞納が激増するようでは自治体の繁栄はあり得ない。

差押はされる方もつらいがする方も全くつらい。

市当局対市民の関係は強権を執行するには、あまりにも近親である。そこに自治行政の難点もあるがそうばかりもいつてはいられない。だが双方のためにも出来得る限り処分は避けたい。だから最後の最後まで手をつくす。

しばしば足を運んでお願いする。どうしても誠意をみせていたゞけなければ仕方なしやりますヨと書面や、口答でも念を押す。それでもそのうちなんとか考えてもらえぬものかと内心期待するが、梨のつぶてで音沙汰もない。

こゝまでくれば、断固執行するよりほかはない。執行した以上完納か公売かであるこゝまで追いつめられて慌てるより何故それまでに誠意を示していたゞけなかつたかと痛切に感ずる。

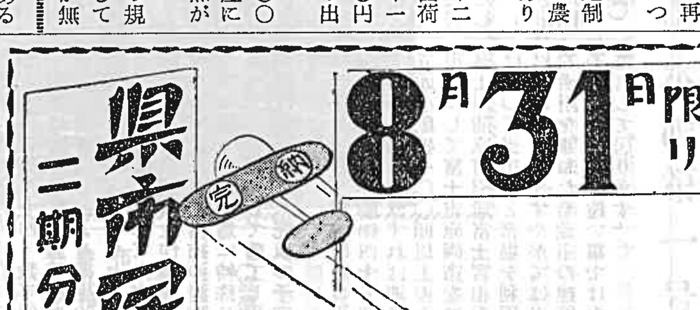

日本脳炎が多発しております

八月十六日に一号が発生してから十八日の今日までの三日間に四名もの患者が市内に発生し益々増発の傾向にあります。

脳を冒し死亡率の高いおそろしい此の病気に罹らぬよう特に左のことに注意して下さい。

一、蚊にさされないようにすること。
「コガタアカイエ蚊」と云う蚊が病気を感染させますので蚊の駆除を行うと同時に刺されないように注意して下さい。

二、炎天下の無帽、過労、睡眠不足等はこの病気の誘因になると云われておりますので特に注意して下さい。

三、頭痛、全身倦怠、嘔吐、食慾不振などがあつて発熱したら直ちに医師の診断を受けて下さい。